

119 明治14年7月11日 菊池長閑宛

明十四七月十一日東京より

過る六日首尾能婚札執行たれハ御安心被下たし来客妻の兄柏井登妻の嫂夫婦(真鍋雪并妻) 仲人那珂夫婦并於静私妻猪智にて亭主三人なり酌人ハ島田の妻の妹に那珂弁二を頼みたり翌七日ハ本宿親子兩人内山於福田鎖板垣沢田夫妻一条島田夫婦に亭主四人此外官於倭と上田於すみ達も招たれ共来ぬに付折詰にて料理を送れり道又金吾ヤ木下平四郎も来合セリ兩日共木下の世話にて日本橋の中安より料理を取れり八日ハ夫婦の友達共を紅葉館に招き結婚を披露したり当日ハ野辺地の世話になり此三日共木下の働一方ならて夫か為諸都合能参りたり右に付今日迄の入費左の如し

金四拾五円也 波衣服代

// 五拾五円 私西洋礼服并夜具代

// 五拾円 結納

// 拾九円 雜費(平日の小遣雜費外の分)

// 拾二円 祝儀として遺物

// 六拾一円 紅葉館(抹消)(馳走代)諸入費

// 六拾円 中安料理代并菓子代

メ三百〇二円也

此後の入費ハ仲人エの礼并里返りの砌に家族エ贈物のみと存す委細の様様ハ波政国下りの上御聞被下たし私は今年早々に頼合て下りたれハ此度ハ同役連を頼合ねは成ぬ義理もあり且下るとすれハ夫婦の道中銭のみか土産物やら何やらとて中々少々の入費ならねハ婚礼上りの身上にハ迎も及なき次第故此度ハ下り兼る来年度迄には辛抱して是非下り可申

六月廿九日に日本橋区新材木町十四番地増井久右エ門より左の証書を買受たり

金禄公債証書五百円丙路号八七七〇代価三百三十七円此中に東京府公債係り証印を貰積なり猶追々買入るゝ心得なり

波も早速下したけれ共るちハ未だ慣ぬ故今暫居て貰来月中旬頃に出立させる積なり尤其節政国も同道さする筈同人ハ成程氣のきかぬ人なれ共先堪忍頃と思ふ波も同様の了簡然し猶同人下り迄に得と人分を観可申結婚の騒ぎにて御頼の事も打捨置御申訳なし何れ此中に埒明可申候右ハ用事而已草々

父君

武夫

実印并委任状封入